

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
東ティモール	モラ橋護岸計画（詳細設計）の ための贈与に関する日本国政府 と東ティモール民主共和国政府 との間の交換公文	モラ橋護岸計画（詳細設計）を 実施するために必要な 役務の購入	26,000千円 H27.7.31まで	H25.3.21 デイリで (同日)	日本側 花田吉隆在東ティ モール大使 側 ロベルト ・サルメント・デ・オリ ヴェイラ・ソブレiras A S E A N 担当国務長官	H25.4.18 153号
東ティモール	モラ橋護岸計画のための贈与に 関する日本国政府と東ティモー ル民主共和国政府との間の交換 公文	モラ橋護岸計画を実施するた めに必要な生産物及び役 務の購入	1,108,000千円 H30.12.31まで	H25.8.15 デイリで (同日)	日本側 花田吉隆在東ティ モール大使 側 ジョゼ・ ルイス・グアレレス外務・ 協力大臣	H25.8.29 289号
東ティモール	フルト灌漑施設改修計画のため の贈与に関する日本国政府と東 ティモール民主共和国政府との 間の交換公文	フルト灌漑施設改修計画を実 施するために必要な生産 物及び役務の購入	1,499,000千円 H30.12.31まで	H25.12.6 デイリで (同日)	日本側 花田吉隆在東ティ モール大使 側 ジョゼ・ ルイス・グアレレス外務・ 協力大臣	H26.1.9 9号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。